

公職選挙法の一部を改正する法律案概要

- 1 参議院議員の定数を 218 人（現行 248 人）に 1 割削減すること。
- 2 参議院議員は、11 ブロックの各選挙区において選挙すること。
 ※ 現行の比例代表選挙及び選挙区選挙に代えて、ブロック単位の個人選挙とする。
- 3 参議院議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとすること。

選挙区	議員数
北海道	10 人 (改選定数 5 人)
東北 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	16 人 (改選定数 8 人)
北関東 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県	24 人 (改選定数 12 人)
南関東 千葉県 神奈川県 山梨県	28 人 (改選定数 14 人)
東京都	22 人 (改選定数 11 人)
北陸信越 新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県	12 人 (改選定数 6 人)
東海 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	26 人 (改選定数 13 人)
近畿 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	36 人 (改選定数 18 人)
中国 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	12 人 (改選定数 6 人)
四国 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	6 人 (改選定数 3 人)
九州 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	26 人 (改選定数 13 人)

※ 選挙区間の最大較差は、四国と北海道の間の 1.189 倍（平成 27 年国勢調査日本国民人口）

- 4 参議院議員の選挙については、中央選挙管理会が管理すること。
- 5 参議院議員の選挙に関する選挙運動の数量に係る制限等について所要の規定の整備を行うこと。
- 6 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行すること。